事案の公示

道路運送法施行規則第55条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事 業 種 別:一般乗用旅客自動車運送事業

事案の件名:一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請

公示番号:近運自二公示第18号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事案	Ø	概	要	適	用	営	業 [2	区域	備考
6	京都タクシー株式会社	定額運賃 JR 亀岡駅〜コスモス園 トロッコ亀岡駅〜コスモス園			ī 1,500 円 Í 2,500 円			·部交 〈京都	通圏 府)		令和 6 年 10 月 1 日 ~ 令和 6 年 11 月 4 日

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第57条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

令和6年8月16日

近 畿 運 輸 局 長(公印省略)